

身体障害者手帳、療育手帳を持っている方

①介護・訓練支援用具

種目	対象者	用具の性能	耐用年数	基準額
特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい の程度が 2 級以上の者。ただし、18 歳未満の者は除く。	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8 年	154,000円
特殊マット	1 下肢若しくは体幹機能障がい の程度が 1 級 (18歳未満の児童にあっては 2 級以上) で常時介護を要する 3 歳以上の者 2 知的障がい の程度が重度又は最重度で 3 歳以上の者	褥瘡の防止、失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5 年	19,600円
特殊尿器	下肢又は体幹機能障がい の程度が 1 級で常時介護を要する学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの	5 年	67,000円
入浴担架	下肢又は体幹機能障がい の程度が 2 級以上で入浴にあたって家族等の介護を要する 3 歳以上の者	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5 年	82,400円
体位変換器	下肢又は体幹機能障がい の程度が 2 級以上で下着交換等にあたって家族等の介助を要する学齢児以上の者	介助者が障がい者の体位を容易に変換できる機能を有するもので容易に使用し得るもの	5 年	15,000円
移動用リフト	下肢又は体幹機能障がい の程度が 2 級以上で 3 歳以上の者	介護者が障がい者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの(天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	4 年	159,000円
訓練いす	下肢又は体幹機能障がい の程度が 2 級以上で 3 歳以上の児童	附属のテーブルを付けるもの	5 年	33,100円
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障がい の程度が 2 級以上で学齢児以上の児童	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8 年	159,200円

②自立生活支援用具

種目	対象者	用具の性能	耐用年数	基準額
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がいを有し、入浴にあたって介助を要する3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの(住宅改修を伴うものを除く。)	8年	90,000円
便器(ポータブルトイレ)	下肢又は体幹機能障がいの程度が2級以上で学齢児以上の者	障がい者が容易に使用し得るもの	8年	4,450円 (手すりを付ける場合にあっては9,850円)
頭部保護帽	1 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、転倒等により頭部を強打するおそれのある者 2 知的障がいの程度が重度又は最重度でてんかんの発作、自傷行為等により頭部を強打するおそれのある者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	12,160円
歩行補助つえ(T字状・棒状のつえ)	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能の障害の程度が概ね4級以上で、本用具の使用により歩行機能が補完される者	歩行時に身体を支え、安定させるもの	3年	木材2,200円 軽金属3,000円
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がいの程度が3級以上で、家庭内の移動等において介助を要する3歳以上の者	次の性能を有する手すり、スロープ等であるもの(設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。) ア 障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の機能を有するもの	8年	60,000円
特殊便器	1 上肢機能障がいの程度が2級以上で学齢児以上の者 2 知的障がいの程度が重度又は最重度の者であって、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な学齢児以上のもの	足踏みペダル又はボタンにて温水温風を出し得るもの(取替えにあたり、住宅改修を伴うものを除く。)	8年	151,200円

種目	対象者	用具の性能	耐用年数	基準額
火災警報器	1 身体障害の程度が２級以上の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯の者に限る。) 2 知的障がいの程度が重度又は最重度の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯の者に限る。)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	８年	15,500円 (聴覚障がい者で専用受信器とセット購入の場合にあっては43,000円)
自動消火器	1 身体障害の程度が２級以上の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯の者に限る。) 2 知的障がいの程度が重度又は最重度の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯の者に限る。)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	８年	28,700円
電磁調理器	1 視覚障がいの程度が２級以上の者(盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯の者に限る。)。ただし、18歳未満の者は除く。 2 知的障がいの程度が重度又は最重度の者。ただし、18歳未満の者は除く。	視覚障がい者又は知的障がい者が容易に使用し得るもの	６年	41,000円
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がいの程度が２級以上で学齢児以上の者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10年	7,000円
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障がいの程度が２級の者(聴覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯の者に限る。)。ただし、18歳未満の者は除く。	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400円

③在宅療養等支援用具

種目	対象者	用具の性能	耐用年数	基準額
透析液加温器	じん臓機能障がい の程度が３級以上の者であって、自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行なう３歳以上のもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	５年	51,500円
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障がい の程度が３級以上で学齢児以上の者又は同程度の身体障がい者であって、吸入加湿処置により呼吸に伴う負担の軽減を図るため必要と認められる学齢児以上のもの	障がい者が容易に使用し得るもの	５年	36,000円
電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい の程度が３級以上で学齢児以上の者又は同程度の身体障がい者であって、必要と認められる学齢児以上のもの	障がい者が容易に使用し得るもの	５年	56,400円
酸素ポンペ運搬車	医療保険による在宅酸素療法を行なう者	障がい者が容易に使用し得るもの	10年	17,000円
人工呼吸器等用自家発電機又は外部バッテリー	在宅で人工呼吸器、ネブライザー（吸入器）又は電気式たん吸引器を使用している呼吸器機能障がい の程度が３級以上で学齢児以上の者又は同程度の身体障がい者であって、必要と認められる学齢児以上のもの	介護者が容易に使用し得るもの	10年	100,000円
盲人用体温計(音声式)	視覚障がい の程度が２級以上で学齢児以上の者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	５年	9,000円
盲人用体重計	視覚障がい の程度が２級以上の者(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)。ただし、18歳未満の者は除く。	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	５年	18,000円
盲人用血圧計	視覚障がい の程度が２級以上の者。ただし、18歳未満の者は除く。	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	５年	12,000円

④情報・意思疎通支援用具

種目	対象者	用具の性能	耐用年数	基準額
携帯用会話補助装置	音声言語機能障がい又は肢体不自由かつ、発声・発語に著しい障がいがある学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの	5年	98,800円
情報・通信支援用具	(1) 上肢機能障がいの程度が2級以上の者であって、文字を書くことが困難な学齢児以上のもの (2) 視覚障がいの程度が3級以上の者であって、情報取得手段として音声による読み上げ等が必要な学齢児以上のもの	(1) キーボード、マウス等入力装置、支援ソフト (2) スキャナ、OCRソフト、視覚障がい者用ソフト	ソフトウェア3年 周辺機器5年	100,000円
点字ディスプレイ	視覚障がいの程度が2級以上の者であって、必要と認められるもの。ただし、18歳未満の者は除く。	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500円
点字器	視覚障がいの程度が2級以上で学齢児以上の者であって、必要と認められるもの	点字を書くことが出来るもので、障がい者が容易に使用し得るもの(固定用の板、定規及び点筆を含む。)	標準型7年 携帯用5年	標準型10,400円 携帯用7,200円
点字タイプライター	視覚障がいの程度が2級以上の者(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	5年	63,100円
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障がいの程度が3級以上で学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	6年	録音・再生機85,000円 再生専用機48,000円
視覚障害者用活字文書読上げ装置	(暗号読取式)視覚障がいの程度が2級以上で学齢児以上の者 (文字読取式)視覚障がいの程度が1級で学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	(暗号読取式)6年 (文字読取式)8年	(暗号読取式)99,800円 (文字読取式)198,000円
音声ICタグレコーダー	視覚障がいの程度が2級以上で学齢児以上の者	対象物に張り付けたタグ等に音声情報を登録し、音声で再生ができる機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	6年	59,800円
視覚障害者用拡大読書器	視覚障がいがある学齢児以上の者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年	198,000円
盲人用時計	(触読式)視覚障がいの程度が2級以上の者。ただし、18歳未満の者は除く。 (音声式)視覚障がいの程度が2級以上の者であって、触読式時計の使用が困難なもの。ただし、18歳未満の者は除く。	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	10年	(触読式)10,300円 (音声式)13,300円

種目	対象者	用具の性能	耐用年数	基準額
視覚障害者用色柄音声認識装置	視覚障がい程度が２級以上で学齢児以上の者	視覚障がい者が色彩を音声により、認識できるもの	５年	126,000円
視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ	視覚障がい程度が２級以上で学齢児以上の者	地上デジタル放送の音声を受信できる機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	６年	29,000円
聴覚障害者用通信装置	聴覚障がい又は身体障がい者手帳の交付を受け発声・発語に著しい障がい有する学齢児以上の者であって、本装置によりコミュニケーション及び緊急連絡等が可能となるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの	５年	71,000円
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障がい有する者であって、本装置によりテレビの視聴が可能となるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	６年	88,900円
人工喉頭	音声機能障がい又は言語機能障がい有し、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者	音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式４年 電動式５年	笛式5,000円(気管カニューレ付にあっては8,100円) 電動式70,100円
人工内耳用音声信号処理装置	本市の住民基本台帳に引き続き１年以上登録されている聴覚障がい有する者であって、現に人工内耳を装用しているもの。ただし、医療保険の対象となる場合を除く。	聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	５年	700,000円
点字図書	主に、情報の入手を点字により行なっている視覚障がい有する者	点字により作成された図書(月刊や週刊で発行される雑誌類を除く。)	－	－

⑤排泄管理支援用具

種目	対象者	用具の性能	耐用年数	基準額
ストーマ用装具(蓄便袋)	直腸の機能障がい有し、ストーマ造設を行っている者	低刺激性の粘着剤を使用する密閉型又は下部開放型の収納袋(皮膚保護剤、剥離剤及び排便処理に使用するガーゼを含む。)	－	月額8,900円
ストーマ用装具(蓄尿袋)	ぼうこうの機能障がい有し、ストーマ造設を行っている者	低刺激性の粘着剤を使用する密閉型の収納袋で処理用のキャップが付いているもの(皮膚保護剤、剥離剤及び排尿処理に使用するガーゼを含む。)	－	月額11,700円
紙おむつ	①ぼうこう又は直腸の機能障がい有する3歳以上の者であって、皮膚のただれ、二分脊椎等の理由でストーマ用装具の装着が困難なもの ②脳性麻痺等脳原性運動機能障がいにより排便、排尿の意思表示が困難であり、紙おむつの使用が必要と認められる3歳以上の者(概ね肢体不自由2級以上かつ知的障がいの程度が重度又は最重度の者)	紙おむつ	－	月額12,000円
収尿器	身体障害者手帳の交付を受け、定時排尿等の排尿コントロールの困難な排尿障がい有する者	採尿器と蓄尿袋で構成され、尿の逆流防止装置がついているもの	－	男性用7,700円 女性用8,500円

⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修）

種目	対象者	用具の性能	耐用年数	基準額
居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)の程度が3級以上で学齢児以上の者(特殊便器への取替えをする場合にあっては、上肢機能障がいの程度が2級以上で学齢児以上の重複障がい者)	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	一人一回	200,000円

備考

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による脳原性運動機能障がいの場合は、表中の四肢・下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱うものとする。
- 2 共同生活介護若しくは共同生活援助を受けている者又は有料老人ホーム入所者は、在宅の者として取り扱うものとする。
- 3 「準ずる世帯」とは、対象者と除く同居する者全員が75歳以上の世帯、対象者を除く同居する者全員が要介護認定2以上の世帯又は日中若しくは夜間に同居する者全員が不在になることがある世帯をいう。
- 4 特殊寝台，特殊尿器，体位変換機，移動用リフト，入浴補助用具，便器(ポータブルトイレ)，移動・移乗支援用具，特殊便器及び居宅生活動作補助用具について，介護保険対象者は給付対象外とする。
- 5 居宅生活動作補助用具の設置に伴う住宅改修は，次の各号のいずれかに該当するものとし，給付は1人1回とする。
 - (1) 手すりの取り付け
 - (2) 段差の解消
 - (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面材料の変更
 - (4) 引き戸等への扉の取替え
 - (5) 洋式便器等への便器の取替え
 - (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
- 6 対象者区分において，3歳以上，学齢児以上又は18歳以上の年齢制限のある用具について，3歳児未満，学齢児未満，又は18歳未満の者から申請があった場合は，医師の意見書等により当該用具の必要性が認められ，かつ，適切な使用と安全性が確認できる場合に限り給付の対象とする。